

**令和3年度**  
**宇都宮市新産業創出支援事業補助金**  
**募集要領**

令和3年4月

宇都宮市 経済部 産業政策課

## 目次

	ページ
はじめに	1
第1 補助金の目的	2
第2 補助対象事業	2
第3 補助対象経費及び補助率等	4
第4 事業期間	5
第5 補助対象者	5
第6 指定の申請	5
第7 審査	6
第8 交付の申請, 決定	7
第9 中間確認	7
第10 実績報告	8
第11 補助金の確定	8
第12 交付請求, 支払い	8
第13 その他の注意事項	8
申し込み, 問い合わせ先	8
《参考》新産業創出支援事業補助金のスキーム	9

## はじめに

「令和3年度宇都宮市新産業創出支援事業補助金募集要領（以下「募集要領」という。）」は、令和3年度予算で実施する「宇都宮市新産業創出支援事業補助金（以下「本補助金」という。）」への応募・申請を行う際の要点や、事業の実施に関する注意点等をまとめたものです。

補助金の申請に当たっては、本募集要領のほか、宇都宮市新産業創出支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）や宇都宮市補助金等交付規則をはじめ、関係法令等を順守していただきますようお願いいたします。

不明点等は宇都宮市経済部産業政策課産業イノベーショングループまでお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL：028（632）2442

FAX：028（632）2447

E-mail：[u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp)

## 第1 補助金の目的

---

本補助金は、新産業分野のうち次世代モビリティ分野、環境・エネルギー分野、医療・健康福祉分野、農業分野又はICT分野における中小企業者等の革新的な技術・アイデアを新商品等として実現する際の「研究開発に要する経費」の一部を補助することにより、イノベーションを促進し、もって本市における新たな産業の創出を図ることを目的とするものです。

## 第2 補助対象事業

---

補助対象となる事業は、中小企業者等が行う新技術・新商品の研究開発の初期検証段階（以下「フェーズⅠ」という。）又は市場投入段階（以下「フェーズⅡ」という。）に係るもので、次の全てに該当するものとします。

- (1) 補助対象分野（下表参照）において新商品等を開発し、市場に投入するために必要な調査、試験、試作等の研究開発に係る事業  
※ ただし、宇都宮市リーディング企業<sup>1</sup>については産業分野を限定しません。
- (2) 研究開発に要する期間が、フェーズⅠは2年以内、フェーズⅡは1年以内に完了し、かつ、その開発の成果が新商品等として市場に投入されることが期待できる事業  
※ ただし、本補助金に係る事業期間（後述「第4 事業期間」参照）とは異なります。
- (3) 補助事業の実施に際して、事業の主たる部分を第三者に委託（外注等）するものではない事業
- (4) 単に既存の商品の品質・能率向上のための研究活動ではない事業
- (5) 公序良俗に反しない事業

---

<sup>1</sup> 「宇都宮市リーディング企業支援事業」の認定を受け、企業間の取引などを通じて本市経済の好循環創出に貢献することが期待される企業

【補助対象分野】

対象分野名	対象事業内容	対象事例等
次世代モビリティ分野	人やモノの移動性を高める輸送用機器等に関する新製品・新技術開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車関連製品・技術</li> <li>・航空宇宙関連製品・技術</li> <li>・ロボット関連製品・技術</li> <li>・L R T関連製品・技術</li> <li>・その他，輸送用機器関連製品等</li> </ul>
環境・エネルギー分野	環境負荷の軽減や環境保全，再生可能エネルギー等の石油代替エネルギー活用等に関する新製品・新技術開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー等の石油代替製品の活用に関する製品・技術</li> <li>・環境負荷低減や環境保全に寄与する製品・技術</li> <li>・有害物質や廃棄物排出削減に寄与する製品・技術等</li> </ul>
医療・健康福祉分野	医療機器や健康，介護機器等に関する新製品，新技術開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関連製品・技術</li> <li>・介護関連製品・技術</li> <li>・障害者用関連製品・技術</li> <li>・健康増進関連製品・技術製品等</li> </ul>
農業分野	農業の生産や加工，流通等に関する新製品・新技術開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の効率化に関する製品・技術</li> <li>・農業の高付加価値化に関する製品・技術</li> <li>・植物工場関連製品・技術</li> <li>・生育環境診断関連製品・技術</li> <li>・品質管理関連製品・技術</li> </ul>
I C T分野	A I，情報処理技術，情報通信技術を活用したシステム，アプリケーション等の新製品・新サービス開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アプリケーションソフトウェア</li> <li>・システムソフトウェア</li> <li>・A I，ビッグデータ解析技術</li> <li>・通信技術を搭載した製品等</li> </ul>

### 第3 補助対象経費等

#### 1 補助対象経費（○：対象，×：対象外）

区分	対象経費の種類	初期検証段階 (フェーズⅠ)	市場投入段階 (フェーズⅡ)
設備費	機械装置・工具器具の購入，製造，改良，据付，借用等に要する経費（汎用性の高いもの <sup>2</sup> や量産が目的のものは除く。）	○	○
原材料費	材料の購入に要する経費（鋼材，機械部品，電気部品，化学薬品，試験用部品等。ただし，量産に使用するものは除く。）	○	○
外注費	製造，改良，加工，試験分析，設計，実験，デザイン，技術コンサルタント又はシステム開発に要する経費（委託先の設備費は除く。）	○	○
共同研究費	大学等・公設試験研究機関との共同研究契約（委託研究契約，奨励寄付等を含む。）に基づく研究費	○	○
開発費（ソフトウェア開発に限る。）	研究開発に直接従事する者の直接作業時間に対し支払われる経費（いわゆる人件費）	○	○
産業財産権関係費	特許等を他の事業者から譲渡又は実施承諾を受ける場合の経費	○	○
フィジビリティスタディ調査費	開発した製品・技術の市場性や採算性，実現可能性についての委託外注調査に要する経費	○	×
認証等取得費	企業又は製品の認証・規格への適合等に要する経費	○	○
販路開拓費	展示会出展，開発した製品等の販路開拓に要する経費	×	○

※1 消費税や振込手数料等の事業に直接関連しない経費をはじめ，補助事業の目的に沿わない経費は補助対象外となります

※2 開発費については以下の計算式により算出

- ・  $\text{開発費} = \text{直接作業時間} \times \text{時間給額}$
- ・ 直接作業時間は1，875時間を上限とする。
- ・ 時間給額は2，500円を上限とする。
- ・ 開発費の時間給額は，以下の式により算出するものとする。ただし，給与形態が年俸制の場合は，年俸金額を年間所定労働時間で除した値とする。

$$\text{時間給額} = (\text{年間基本給} + \text{年間諸手当}) \div \text{年間所定労働時間}$$

- ・ ここでいう，諸手当とは，家族手当，住宅手当，法定福利費（事業者負担分のみ。），管理職手当（技能職に対する手当含む。）及び賞与とし，時間外手当は除く。
- ・ 開発費に係る補助額は全体の補助額の40%以内とし，80万円を上限とする。

<sup>2</sup> 事務用パソコン，プリンタ，文書作成ソフトウェア，スマートフォン及びデジタル複合機などを想定

## 2 補助率，補助金の上限額

補助率は，補助対象経費の総額の2分の1以内とし，補助金の上限額は，初期検証段階（フェーズⅠ），市場投入段階（フェーズⅡ）につき，それぞれ200万円を上限とします。

なお，補助金額の算出にあたり1,000円未満の端数は切捨てとします。

## 第4 事業期間

事業期間は，下記「第8」の交付決定日から，原則，令和4年2月末までとし，当該期間内に，本補助金に係る事業を全て実施し，令和4年3月末までには支払を完了する必要があります。

また，上記第3の補助対象経費には事業期間内に契約・発注から納品・支払までの一連の経理処理を完了した経費のみが補助対象となり，事業期間外に契約・発注や納品・支払（支払は令和4年3月末まで）を行った経費は補助対象外となります。

### 《参考》

事業はフェーズⅠからフェーズⅡにかけて最大2か年度に渡り，本補助金を活用することが可能です（1年目：フェーズⅠ，2年目：フェーズⅡ）。ただし，2年目の事業実施に当たっては，改めて募集要領に従って申請し，審査・決定を受けることが必要となります。

なお，審査に際しては，前年度の活動で十分な成果が得られるとともに，それらに基づく適切な評価がなされた上で，次年度の目標や課題の明確性，継続して事業活動を行うことによる効果について，審査を行います。審査の結果，継続が不適切と判断され，不採択となる場合もあります。

## 第5 補助対象者

本補助金の交付を受けることができる対象者は，次の全てに該当する者になります。

- (1) 宇都宮市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等
- (2) 大企業者が実質的な経営に参画していない者であって，参画予定もない者  
※ ただし，宇都宮市リーディング企業はこの限りではありません。
- (3) 補助事業が完了した日から宇都宮市内で引き続き3年以上事業を営むこと。
- (4) 補助事業に対して，重複して他の機関から同様の助成を受けていない者であって，その予定もない者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条の規定に該当しない者

## 第6 指定の申請

本補助金の交付を申請するに当たり，あらかじめ，本補助金による補助対象者として指定を受ける必要があります。

指定を受けるには，宇都宮市産業政策課に事前に相談の上，交付要綱に定めのある様式（次ページ参照）に添付資料を添えて期間内に提出してください。

なお，交付指定申請は1事業者につき1件までとなります。

## 1 提出書類

提出書類	様式	部数
<input type="checkbox"/> 交付指定申請書	様式第1号	1部
<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）		1部
<input type="checkbox"/> 会社案内若しくはそれに類するもの		5部
<input type="checkbox"/> 事業計画書（参考様式1） 又は自社で作成した研究開発等計画書	参考様式1 など	5部
<input type="checkbox"/> 法令順守宣誓書	様式第2号	1部
<input type="checkbox"/> 宇都宮市リーディング企業の場合、その認定通知書の 写し		1部

## 2 注意事項

- (1) 事業実施期間は単年度であり、かつ、事業期間が存在することから、応募書類に記載する金額は、令和3年度の事業期間内に支出される経費を記載してください。
- (2) 提出書類は、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすく記入してください。なお、必要に応じて追加資料を提出していただくことがあります。
- (3) 提出書類等は、審査や補助金の交付事務に使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

## 3 募集期間

令和3年4月28日（水）から令和3年5月28日（金）まで

※ 受付は、土曜日、日曜日及び祝休日を除く8時30分から17時まで

## 第7 審査

### 1 審査の方法

提出された交付指定申請書については、宇都宮市新産業創出支援事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、審査委員が審査を行います。

具体的には、申請者からプレゼンテーション（10分程度）を行っていただいた後、審査委員からの質疑応答（10分程度）となりますので、別途パワーポイント等の発表資料についても併せてご準備ください。

なお、審査委員会は令和3年6月28日（月）の開催を予定していますが、詳細については、決定次第、改めてお知らせしますので、申請者はスケジュールの確保をお願いいたします。



## 2 評価項目・加点項目

5つの評価項目（各20点の合計100点）及び加点項目（5点）により，採点（105点満点）します。

### (1) 評価項目

以下の内容を中心に評価を行いますので，交付指定申請書の添付資料等の作成に当たって，必ずこれらの点を踏まえた記載をお願いいたします。

ア 新規性・独創性

イ 優位性・将来性

ウ 社会性

エ 市場性

オ 実現可能性（収益性）

### (2) 加点項目

宇都宮市リーディング企業の認定を受けていること。

## 3 指定の決定

審査委員会における審査を経て，補助対象者としての指定又は不指定の決定を行い，交付決定指定（不指定）決定通知書（様式第3号）により通知を行います。

なお，指定の決定後においても，指定を受けた補助対象者（以下「指定補助対象者」という。）が次のいずれかに該当する場合は指定を取り消すことがあります。

(1) 交付要綱ほか関係法令に違反する事実が判明したとき

(2) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき

(3) その他市長が不適切であると認めたとき

## 第8 交付の申請，決定

---

### 1 交付の申請

前述「3 指定の決定」を受けた後，指定補助対象者は，市の指定する期日までに，交付申請書（様式第4号）を市に提出してください。

### 2 交付の決定

指定補助対象者から提出された交付申請書が，適正であると認められるときは，補助金の交付の決定を行い，交付決定通知書（様式第5号）により通知を行います。

なお，前述「第4 事業期間」にもあるとおり，補助対象経費は事業期間内に契約・発注から納品・支払までの一連の経理処理を完了した経費のみとなり，事業期間外に行った契約や経費支出などは補助対象外となります。

## 第9 中間確認

---

事業期間中に補助対象事業の進捗状況を確認するため，書面による報告及び市の担当者の訪問による確認等を実施させていただくことがありますので，市から要求があった場合にはご協力をお願いいたします。

## 第10 実績報告

---

補助対象事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月25日のいずれか早い日までに、速やかに補助事業実績報告書（様式第6号）を市に提出してください。

なお、実績報告に当たっては、補助金を活用することにより、研究開発を行う上でどのような成果があったのか、研究開発を行った結果、商品化や市場化がどのように進捗したのかといった点などについて、適宜数値や図表などを用いてわかりやすく作成してください。

また、補助対象事業の完了に当たり、様式による実績報告とは別に、令和4年5月頃を目途に補助対象事業の実績について、プレゼンテーションによる報告会を開催させていただき予定であるとともに、補助対象事業のフォローアップとして3年間、事業の報告をしていただきますので、ご協力をお願いいたします。

## 第11 補助金の確定

---

提出された補助事業実績報告書を基に、産業政策課において事業実績に係る審査を行い、適当と認められる場合には補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により通知します。この際、補助金交付決定時の経費計画と実績に基づく経費の間で差異があった場合には、実績に基づく経費で算出の上、補助金の額を確定します。

## 第12 交付請求、支払い

---

補助事業者は、補助金の確定の通知に基づき、速やかに補助金交付請求書（様式第8号）を市に提出してください。市に請求書の提出があった後に、補助金の支払手続きを行います。

## 第13 その他の注意事項

---

- (1) 交付決定を受けた後、内容を変更しようとする場合、若しくは補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に市の承認を得なければなりません。
- (2) 補助対象事業が完了した日から3年を経過する期間、補助事業により取得した財産を交付の目的に反して使用、処分等を行うことはできません。
- (3) 補助対象事業が完了した日から3年を経過する期間、補助事業の商品化の状況や、当該商品に係る売り上げの状況並びに雇用の創出状況等について、市より要求があった場合、速やかな報告にご協力をお願いいたします。

## 申し込み、問い合わせ先

---

〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 経済部 産業政策課 産業イノベーショングループ（担当：綱川，福田）

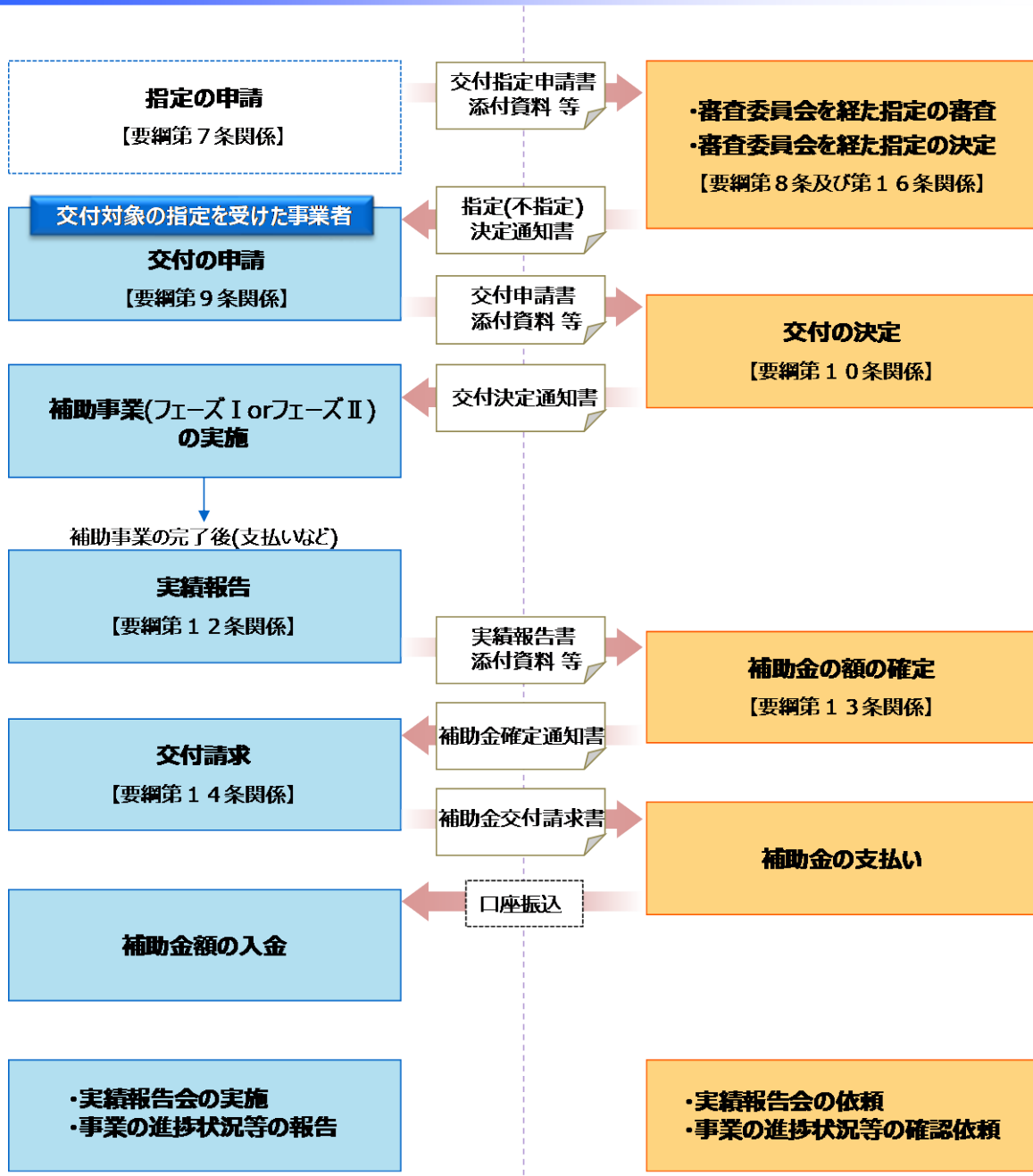
TEL：028（632）2442

FAX：028（632）2447

E-mail：[u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp)

《参考》

## 新産業創出支援事業補助金のスキーム



### ⚠️ ⚠️ 注意事項 ⚠️ ⚠️

#### ！ フォローアップについて

事業が完了した日から3年間、事業の市場投入状況等（商品化の状況、補助事業に係る売上げの状況、補助事業に係る雇用の創出状況等）の報告を求めます。

#### ！ 財産処分の制限について

事業が完了した日から3年間、補助事業により取得又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けず、本補助金の交付の目的に反して使用や譲渡、交換等を行うことはできません。